

## 「令和8年度スマートハウス普及促進事業実施業務」企画提案書作成要領

広島県が実施する「令和8年度スマートハウス普及促進事業」（以下「本業務」という。）に関し、公募型プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は、次のとおりとする。

なお、企画提案書の作成に当たっては、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び仕様書に基づき、この作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

### 1 提出書類

- (1) 本業務企画提案申込書【様式1】（正本1部）
- (2) 本業務企画提案書【様式2】（正本1部、副本7部）
- (3) 実施スケジュール【様式3】（正本1部、副本7部）
- (4) 業務見積書【様式任意】（正本1部、副本7部）

### 2 提出書類の作成に係る注意事項

- (1) 用紙は、原則A4版両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- (2) 本業務企画提案書【様式2】、実施スケジュール【様式3】及び業務見積書【様式任意】には、ページ番号を付与し、通し番号を各ページの下部中央に印字すること。（本業務企画提案書申込書【様式1】については、ページ番号は不要）
- (3) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本7部には、法人名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当法人」と記載すること。

令和8年度スマートハウス普及促進事業実施業務  
公募型プロポーザル選定委員会審査に係る評価基準

評価項目	評価基準	点数	係数	評定点
①業務全体の理解度	・本業務の目的や内容を正確に理解し、基本的な考え方や提案内容のポイント等が本業務の趣旨に沿っているか。	4	1	4
②補助金情報の整理	・国や区市町の補助制度について十分な理解があり、情報整理からチラシの作成まで速やかに実施できるか。 ・工務店等の事業者が県民に訴求する目的で作成するチラシは、分かりやすい内容となっているか。	4	1	4
③県民向け普及啓発	・ターゲットの関心を惹くような効果的な内容や開催場所が提案されているか。	4	1	8
	・脱炭素の効果だけでなく、経済面、健康面でのメリットも啓発できる内容となっているか。	4	1	
④事業者向けのセミナー開催	・開催時期や集客方法が具体的に示され、かつ効果的であると認められるか。	4	1	8
	・セミナー内容がターゲットごとに具体的に示され、工務店等の事業者が、受講しやすく、集客が見込めるものとなっているか。	4	1	
⑤実施体制	・類似業務の受託実績や必要な人員の確保など、本業務を遂行するに当たり十分な執行体制になっているか。 ・県とのさまざまな協議、調整に対応できる体制が整っているか。	4	1	12
	・業界団体や専門家と強いコネクションがあり、より効果的な事業実施のため連携できる体制が整っているか。	4	2	
⑥スケジュール	・事業実施に向けて計画的かつ現実的なスケジュールが提案されているか。	4	1	4
評定点合計 (40 点満点)				40